

消防指令業務の共同運用について



令和4年（2022年）4月1日 策定
令和5年（2023年）10月2日 第2版
いわて消防通信指令事務協議会

目次

第1章 消防指令業務の共同運用について

- 1 国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 岩手県内の動き・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 共同運用の参加団体について

- 1 10団体の位置・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 10団体の現況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 共同運用の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 共同運用の効果について

- 1 住民サービスの向上・・・・・・・・・・・・ 6～7
- 2 災害対応力の強化・・・・・・・・・・・・ 8～9
- 3 行財政上の効率化・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 運用開始までのスケジュール・・・・・・・・ 10

- 参考 消防指令業務の共同運用 Q&A・・・・・・・・ 11～13

第1章 消防指令業務の共同運用について

1 国の動き

人口減少による財政の硬直化が進む一方で、消防は、高齢化の進展に伴い増大する救急需要や、火災、地震、豪雨、テロ等による災害の複雑化・多様化に適切かつ確実に対応するため、将来にわたって持続可能な体制を整備・確立していく必要があります。

総務省消防庁では、常備消防体制の整備・確立を図るため「消防の広域化」を推進しており、消防指令業務の共同運用については、「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知）により、市町村の消防の連携・協力に関する基本的な指針が通知されています。その具体例として「消防指令業務の共同運用」が示されており、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることなど多くの有効性が認められていることから、できる限り広範囲での共同運用を積極的に目指すことが必要であるとされています。

また、「消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について」（令和3年1月25日付け消防消第10号消防庁次長通知）及び「消防指令センターの共同運用にあたっての留意事項について」（令和3年3月22日付け消防消第130号消防庁消防・救急課長通知）により、「直近指令やゼロ隊運用などの高度な運用や消防指令センターそのものの機能の高度化による現場到着時間の短縮など、消防力の強化にもつながるものである。」と通知されており、令和7年度まで、消防の連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防指令センターの整備等について緊急防災・減災事業債の対象事業とされています。

2 岩手県内の動き

岩手県では、消防指令業務の共同運用の第1期として、平成25年12月1日に盛岡地区広域消防組合、奥州金ケ崎行政事務組合及び北上地区消防組合の3一部事務組合による盛岡・奥州金ケ崎・北上地区消防通信指令事務協議会が設置され、平成28年6月1日に「岩手県央消防指令センター」が運用開始となりました。

その後、第2期共同運用の開始に向け、令和2年度から令和3年度にかけて協議を重ねた結果、令和4年4月1日に花巻市、遠野市及び陸前高田市並びに盛岡地区広域消防組合、宮古地区広域行政組合、釜石大槌地区行政事務組合、奥州金ケ崎行政事務組合、北上地区消防組合及び二戸地区広域行政事務組合並びに久慈広域連合(以下「10団体」という。)の3市、6一部事務組合及び1広域連合による「いわて消防通信指令事務協議会」が設置されました。

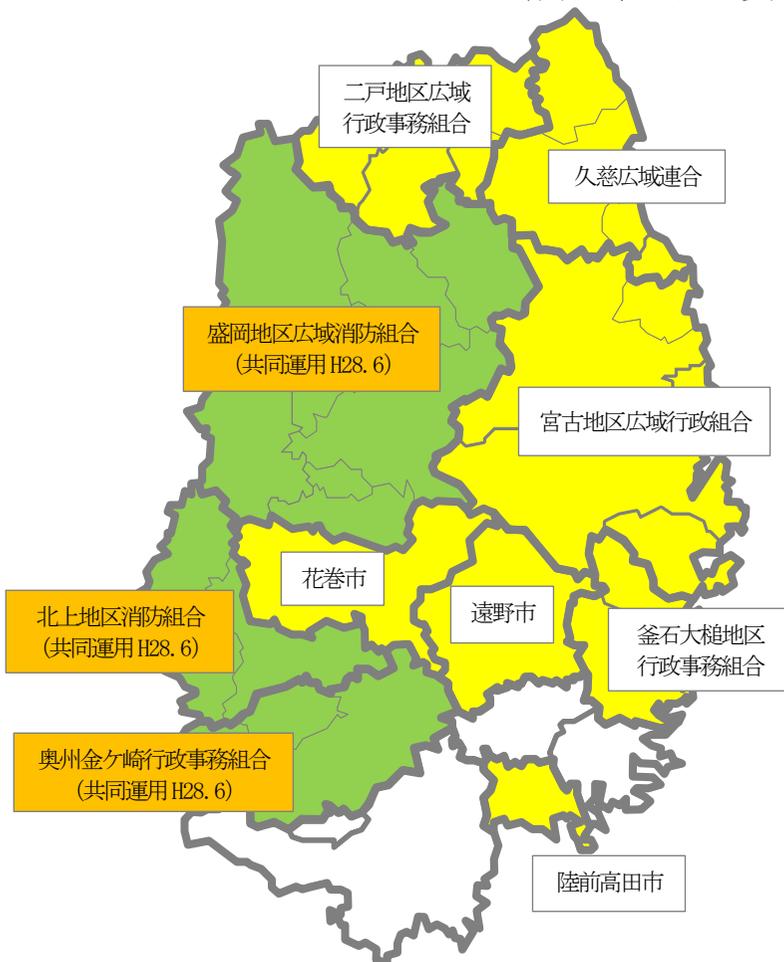
この協議会におきまして、令和8年4月1日の「いわて消防指令センター」運用開始に向け、協議を進めています。

第2章 共同運用の参加団体について

1 10団体の位置

令和8年4月1日の運用開始に向け協議を進めている10団体の位置は、次のとおりです。

(令和4年4月1日現在)



2 10団体の現況

令和4年4月1日現在

消 防 本 部		管轄 面積 (km ²)	管轄人口 (人)	119 番 件数 (件)	出 動 件 数				
					火 災	救 急	救 助	そ の 他	計
岩 手 県 央 消 防 指 令 セ ン タ ー	盛岡 地区	3,641	463,186	22,499	94	17,506	199	477	18,276
	奥州 金ケ崎	1,173	128,472	7,110	52	5,662	83	49	5,846
	北上 地区	1,028	98,179	4,659	32	3,623	51	86	3,792
	計	5,842	689,837	34,268	178	26,791	333	612	27,914
花巻市		908	93,193	6,372	32	3,958	47	265	4,302
遠野市		825	25,366	1,466	13	1,186	20	65	1,284
陸前高田市		231	18,262	1,217	4	828	12	47	891
宮古地区		2,671	76,474	5,223	15	3,591	41	65	3,712
釜石大槌		641	43,082	3,148	10	2,204	30	49	2,293
二戸地区		1,100	50,806	3,206	32	2,313	17	260	2,622
久慈広域		1,076	54,557	3,226	20	2,010	30	110	2,170
合 計		13,294	1,051,577	58,126	304	42,881	530	1,473	45,188

備考1 管轄人口は、令和2年の国勢調査による。

2 119 番件数及び出動件数は、令和3年中の件数である。

3 共同運用の概要

項目	内容
<p>参加団体 (12市13町4村)</p>	<p>花巻市 遠野市 陸前高田市 盛岡地区広域消防組合 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町) 宮古地区広域行政組合 (宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村) 釜石大槌地区行政事務組合 (釜石市、大槌町) 奥州金ヶ崎行政事務組合 (奥州市、金ヶ崎町) 北上地区消防組合 (北上市、西和賀町) 二戸地区広域行政事務組合 (二戸市、一戸町、軽米町、九戸村) 久慈広域連合 (久慈市、洋野町、野田村、普代村) ※ 対象人口 1,051,577 人 (令和2年国勢調査) 管轄面積 13,294 k m²</p>
<p>共同で処理する事務</p>	<p>消防通信指令事務</p>
<p>共同運用の方式</p>	<p>地方自治法第252条の2の2の規定による協議会方式</p>
<p>協議会の名称</p>	<p>いわて消防通信指令事務協議会</p>
<p>消防指令センターの名称</p>	<p>いわて消防指令センター (令和8年4月1日運用開始予定)</p>
<p>センターの設置場所</p>	<p>盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号 盛岡中央消防署 4階</p>
<p>協議会職員の勤務体制</p>	<p>43人体制 (毎日勤務職員4人、通信指令員(交替勤務)39人)</p>
<p>事業全体の名称</p>	<p>いわて消防指令センター総合整備事業</p>

第3章 共同運用の効果について

1 住民サービスの向上

119番通報において、固定電話や携帯電話からの広域的な受信体制の構築はもとより、ICT技術等を活用した高機能なシステムを導入し、新たな情報通信技術による緊急通報体系の多様化や住民ニーズの変化に幅広く対応することができます。

共同運用のイメージ

共同運用前



また、職員の専従化・スキルアップにより、災害等の状況を迅速かつ的確に把握し、消防指令業務の高度化及び効率化を図ることができます。

共同運用後 いわて消防指令センター



2 災害対応力の強化

構成消防本部の災害発生状況や消防車両の出動状況等の情報を一元的に管理し、把握することにより、直近指令やゼロ隊運用などの高度な運用が可能となり、災害の拡大や複雑化した場合においても、迅速な応援体制の確保を図ることができます。

(1) 直近指令

消防本部の管轄区域を越えて、現場に最先着できる隊に自動的に出動指令を行うことが可能となり、これまで以上に迅速な対応ができます。



(2) ゼロ隊運用

一つの消防本部において複数の事案が発生して出場可能な隊がなくなった場合に、自動的に隣接する消防本部の隊に出動指令を行うことができます。



※ 高度な運用については、各消防本部間での相互応援協定に基づき、実施内容の検討を進めております。

3 行財政上の効率化

構成消防本部が消防指令センターを共同で設置・運営することにより、整備や維持管理に係る経費を節減することができます。

4 運用開始までのスケジュール

いわて消防指令センターは、令和4年度から令和5年度までに実施設計、令和6年度から令和8年度までに整備工事を行い、令和8年4月1日からの運用開始を予定しています。

年度 項目	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度
いわて 消防通信 指令事務 協議会	協議会設置 (4月1日)				
いわて 消防指令 センター					

令和8年4月1日運用開始予定

参考 消防指令業務の共同運用 Q & A

Q 1 それぞれの市町村からの 119 番通報に対応できるの？

A 1 固定電話、IP 電話、携帯電話のいずれからの通報であっても、119 番と同時に通報場所をほぼ特定することができますが、一部、携帯電話の機能や通報場所の環境によって誤差が生じる場合があります。

通信指令員から場所や住所を尋ねられた際、市町村名から伝えていただくことで通報場所の確認がスムーズに進み、その後の迅速な対応につながります。

場所を伝えるときは 『 落ち着いて 市町村名から 』
皆様のご協力をお願いします。

Q 2 消防車や救急車の到着が今より遅くならないの？

A 2 いわて消防指令センターでは、共同運用する 10 の消防本部から派遣された職員が 119 番通報を受け付け、通報場所を特定します。

また、付近に目標となる建物などが見当たらない場合や、通報者がその場所の地理に詳しくない場合などにより場所の特定が困難な場合は、該当する消防本部と 119 番通報を三者通話でつなぎ、場所の特定をサポートする体制を整えていく予定です。場所の特定後は、あらかじめ決められた出動区分に従って自動的に指令するシステムとなっていますので、消防車や救急車の到着が今より遅くなることはありません。

Q 3 消防車両等の出動が増えて、消防体制に影響は出ないの？

A 3 消防指令業務の共同運用は、消防業務のうち指令業務のみを共同運用するものです。共同運用した場合でも、それぞれの消防本部が管轄する市町村に変わりはありません。

消防本部の管轄区域を越えて出動する場合には、消防相互応援協定に基づき出動することになりますので、現在と大きな変化はありません。

Q 4 いわて消防指令センターで予測される 119 番件数は？

A 4 1日あたり約 160 件、年間約 58,000 件と予測しています。

Q 5 119 番がつながりにくくはないの？

A 5 119 番の回線数は、119 番の着信件数や、それを受け付ける指令台の数、通信指令員の数に基づいて設定しますので、119 番がつながりにくくなることはありません。

Q 6 個人情報の管理は大丈夫ですか？

A 6 消防指令センターは、個人情報や災害情報等を取り扱うため、現在でも十分な配慮を行っていますが、共同運用する際は、それぞれの市町村の個人情報等が集約されることになるので、さらなる配慮が必要になります。

いわて消防指令センターでは、電子錠や生体認証システム等を導入し、協議会職員（いわて消防指令センター職員）のみの入室に制限するなどの厳重な管理を計画しています。

Q 7 協議会とはどんな組織ですか？

A 7 地方自治法第 252 条の 2 の 2 の規定に基づく、「地方自治体の事務の一部を共同で処理するための組織」です。

事務を共同で処理する組織のため、法人格や財産権を持たず、そこに勤務する職員は共同運用する 10 の消防本部から派遣するものです。

協議会設置までの流れについては、本来、各自治体が処理すべき固有の事務を共同で処理するための規約を定め、その内容について関係団体の各議会で承認を受け設置し、告示したのち岩手県に届け出るものです。

